

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年8月26日（令和7年（行情）諮詢第943号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第689号）

事件名：特定の特徴に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月7日付け防官文第5005号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

忘れる状態・心神喪失になる電波法か周波数法の説明文書を開示して下さい。

開示請求書を全て不開示と返事があり、公表できない部分を一部黒ぬりにできませんか？

再審の裁判で必要なので、人を心神喪失状態にする周波数を使う無線機の存在を明らかにしてもらいたいです。

世界でコロナをまくことになった、ペナルティー原因の私を刑務所に入れる罪ですが、裁判で忘れる周波数帯がある事を証明する必要があるので、証拠を提出してもらいたい。

たまに海外製の無線機で捕まる人もいるのですから、周波数法で定めがあるはずなので、法律にある忘れる状態にする周波数が実在することだけでも証明したいので、おちからをお貸し下さい。

宜しくお願い申し上げます。

できれば、脳のあやつりと目のカメラと、耳の防災無線も証言をいただきたい。

こんな非人道的な行為をゆるしておくのですか？

##### （2）意見書

言いたい事がいっぱいあり、何を話せば良いのか分からぬのですが、記憶できずに忘れる状態にする周波数を使った機械が存在していて、それを使ってどうやら色々な仕事をさせられていたらしいのですが、記憶する事ができずに、何も覚えていないようなもんなんんですけど、たまに記憶なのか妄想なのか、他の国の要人や大統領と取引や契約をしたりしていて、自分が重要人物に指定されているらしいのですが、誰もそのことを教えてくれず、最近は、耳に埋め込まれた防災無線から、それとなく聞いて分かっている感じなのですが、脳の操りと目のカメラにも困っていて、誰に相談したらいいいのか分からずに、開示請求書を立法司法行政に送っても全て不開示しか集まらず、隠蔽しか無いのですが、自分が刑務所に入れられた事が原因でコロナを世界に撒いたそうで、再審を裁判所に提出するも、特定地方裁判所で棄却、即時抗告した特定高等裁判所でも棄却、特別抗告した最高裁判所でも棄却という扱いで、何もする事ができません。

忘れる状態にする周波数を使った無線機が存在する事くらいは明かしてもらえませんか？

ずっと、騙されて、ただ働きで、今では生活保護にまで追い込まれてしまったのですが、誰かしら正直に打ち明けて貰えたら助かります。

裁判所に身分査定を請求するも、不開示扱いで、何も自分を証明する書面が手に入らず、今でもコロナを世界に撒くペナルティのままの契約状態です。

最近は脳の操りをやられる日が多くて、現実に自分が重要人物なのかな？と思えるのですが、全部妄想だったでもいい気がするのですが、アメリカはある程度の契約社会を望んでいるようで、外圧が凄くて耐えられないのですが、どこに何をすれば良いのか分からずに困り果てております。

何卒、何かしら明かしていただきたいです。

宜しくお願い申し上げます。

### 第3 請問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、その保有を確認することができなかったことから、令和7年3月7日付け防官文第5005号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有を確認できなかつたことから、文書不存在につき不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「再審の裁判で必要なので、人を心神喪失状態にする周波数を使う無線機の存在を明らかにしてもらいたいです」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成又は取得しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年8月26日 | 諮詢の受理         |
| ② 同日        | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月22日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年12月4日   | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に対し確認させたところ、上記第3の2に加え、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書を、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された特定の特徴を有する機械やその生体効果等に関する文書であると解し、これを探索したが、本件対象文書に関連する施策等を行う部署は見当たらず、本件対象文書の保有を確認できなかった。

- (2) そこで検討するに、上記(1)の本件対象文書の特定や探索に特段の問題はなく、審査請求人が、防衛省において本件対象文書を保有していることについての具体的な根拠を示していないことをも踏まえると、本件対象文書の保有を確認できなかったとする諮詢庁の説明は首肯せざるを得ず、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 本件対象文書

忘れたり覚える事ができなくなる、何ヘルツかは知りませんが、周波数法で忘れるのか特徴のを教えて下さい。コロナを世界でまくペナルティ現因の、再審裁判に必要の為。・公印を押印お願いします。・対応可能な（2024.11.13 - 本本B1874）でお願い申し上げます。